

委員からの意見	対応（案）
【保護林改正の趣旨】	
1. 今回の制度改正は、保護林を充実させる方向なのか、簡素化・効率化させる方向なのか。	・簡素化するところは簡素化する一方で、人為による生息環境の創出など、保護林管理水準を向上させることを検討する。役割を終えた保護林については廃止を検討するとともに、新たに保護すべき対象がある場合は、保護林設定の検討を行う。
2. 保護林の目的に出てくる「野生生物の保護」に動物も含まれるのであれば、委員に昆虫の有識者も追加すべきではないか。	・保護林制度はもともと森林の保護自体を主目的として発足した経緯があることもあり、今般も当面の対応としては、昆虫の有識者を委員に選任することはせず、必要な場合には招聘して意見を聞くことにしたい。
3. 剣山植物群落保護林は、一見、素晴らしい森林のようだが、シカが原因で林床植生は失われている。壊れつつある保護林もあるという認識も持ってほしい。	・保護林におけるシカ対策については、関係行政機関、民間団体等とも連携しながら取り組んでいく。
【希少個体群保護林について】	
4. 希少個体群とは、レッドデータという存在か、まとまって残っている群落はここだけという意味か。	<p>・林野庁通達に基づき、希少個体群保護林は、次のいずれかに該当する個体群について定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 希少化している個体群 イ 分布限界域等に位置する個体群 ウ 他の個体群から隔離された同種個体群 エ 遺伝資源の保護を目的とする個体群 オ 草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群 カ 温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群 キ その他保護が必要と認められる個体群

<p>5. アカマツやウバメガシは希少個体群とは言いがたく、これらの保護林は不要ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「古屋山アカマツ林木遺伝資源保存林」については、特徴のある大道マツの保護林として残す方向で検討している。 ・「弦場山ウバメガシ林木遺伝資源保存林」については、地域にまとまって残されているウバメガシ林を維持していくという観点から、保護林として残す方向で検討している。
<p>6. 「アカマツ希少個体群保護林」は、アカマツが希少種と誤解を招くので、アカマツ林が希少種の生育環境となっていることを示すため、「アカマツ林希少個体群保護林」としてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・林野庁通達によれば、希少個体群保護林の名称には、保護対象野生生物名を付すことになっている。
<p>7. 3つのトガサワラ保護林の統合案は、流域も異なるし遺伝的な交流はなく、保護策も異なる可能性もあり、メタ個体群として1つに統合すると、不都合が生じるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝的交流を示す確証はないため、統合はせず、個別の保護林とする方向で検討したい。
<p>【生物群集保護林の地帯区分について】</p>	
<p>8. 生物群集保護林で、面積が小さくてバッファゾーンを設定し難い場合は、保護林の面積を拡充して周囲をバッファゾーンとして取り込むことも考える必要があるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・もともと生物群集保護林はある程度の大きさを持っているため、まずは、既存の保護林内で保存地区と保全利用地区に分割する方向で検討する。
<p>9. 開かれた保護林として地域の理解を得ることは重要であり、地域のレクリエーションや地域の活動のためにバッファゾーンを活用するなど、地域の主体的な関わりを能動的に作っていくことも検討すべき。なお、ユネスコの世界遺産など、国際的には、コアゾーンは利用を排除した厳正な保護。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保全利用地区は、保存地区に外部からの影響が直接及ばないように緩衝の役割を持たせることを目的に、生物群集保護林の外周部(保護林区域内)に設定することを基本とする。なお、改正後の林野庁通達では、保存地区でも保全利用地区でも、可能な行為はほぼ同じであり、いずれの区域でも自然観察教育のための利用は認められているものの、レクリエーション利用は認められていない。 ・しかしながら、保護林の中にも既設の登山道があり、登山等のために利用されている実態がある中で、保護林の設定目的に支障のない範囲内での登山等までも制限することは、地域の理解を得る上で適切ではないと思われる。保護林区域内の外周部に既設の登山道がある場合は、その登山道敷を含むように保全利用地区を設定するなど工夫が必要。

【復元について】	
10. 生物群集保護林での「復元」について、保存地区は、一般的に手を入れないものであり、「復元」はそぐわないのではないか。	・「復元」は、人為、災害又は同種個体群からの孤立等により自立的復元力を失った森林を対象に、保存地区、保全利用地区を問わず、潜在的自然植生を基本とした生物群集へ誘導するために必要な施業を行うものである。
11. トガサワラ保護林では、トガサワラの衰退を避けるために伐採して攪乱するというをしているはずであり、「復元」は希少個体群保護林についてもあり得るのではないか。	・林野庁通達上、「復元」は生物群集保護林についてのみ認められているが、希少個体群保護林についても、対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、攪乱のために必要な森林施業を行うことができることとしている。
【郷土の森について】	
12. 「郷土の森」は、拡張して希少個体群保護林や生物群集保護林にすることも検討すべきではないか。	・「郷土の森」は比較的新しい保護林であり、もともと保護林ではなかった森林において、地元市町村からの要請を受けて保全協定を締結して設定したという経緯がある。当該協定はまだ有効であることから、まずは地元市町村の意向を確認した上で、検討することとしている。
【モニタリング調査について】	
13. モニタリング調査の継続は、国土の定点観測という意味で意義深いので、継続調査に耐えられるような内容にしてほしい。	・モニタリング調査として、林野庁本庁から示されている「保護林モニタリング調査マニュアル」に基づき、今後も定点観測を行っていく。 ・なお、林野行政においては、我が国森林域の継続的な定点観測は、森林生態系多様性基礎調査(民有林・国有林合わせた森林全体の 4km 間隔の格子点上の定点観測)により5年間隔で実施している。